

# 塾代助成事業

## 1. 現状

### 事業目的・内容

子育て世帯の経済的負担を軽減し、可処分所得の拡大を図るとともに、中学生に学校外教育の機会を均等に提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室等にかかる経費を月額1万円を上限に助成

### 助成対象者

	H25年12月～H27年9月	H27年10月～(拡充)
要件	市立中学校等に通学している中学生の養育者で、就学援助制度の被認定者又は生活保護受給者	市内在住の中学生の養育者で、養育者とその配偶者の前年の合計所得が所得制限限度額未満の者
対象者数	約19,000人(市内在住中学生の約3割)	約31,500人(市内在住中学生の約5割)

### 所得制限限度額表

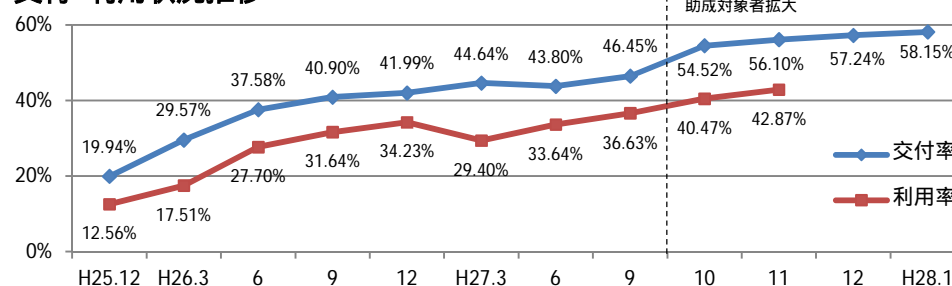
扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	2,840,000円
1人	3,220,000円
2人	3,600,000円
3人	3,980,000円
4人	4,360,000円
5人	4,740,000円

### 交付者数・利用者数

塾代助成カード交付者数	塾代助成カード利用者数
<b>18,299人</b> (平成28年1月現在) 交付率 <b>58.15%</b>	<b>13,490人</b> (平成27年11月現在) 利用率 <b>42.87%</b>

想定助成対象者 31,468人

### 交付・利用状況推移



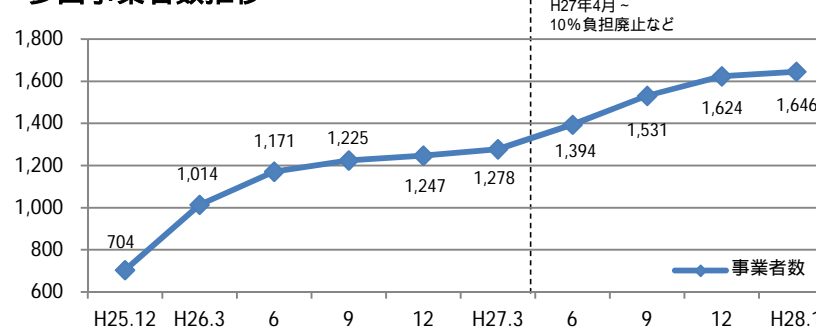
### 参画事業者数

**1,646 事業者**  
(平成28年1月現在)

(内訳)

学習塾	1,300
文化教室	148
スポーツ教室	115
学習塾・文化教室併設	71
学習塾・スポーツ教室併設	8
文化・スポーツ教室併設	4

### 参画事業者数推移



## 2. 平成28年度予算(案)

### 助成対象者

市内在住中学生の約5割 (約31,000人)

### 所要経費見込み

2,639,237千円

【交付金】@10,000 × 212,203人(推計年間交付数) = 2,122,030千円

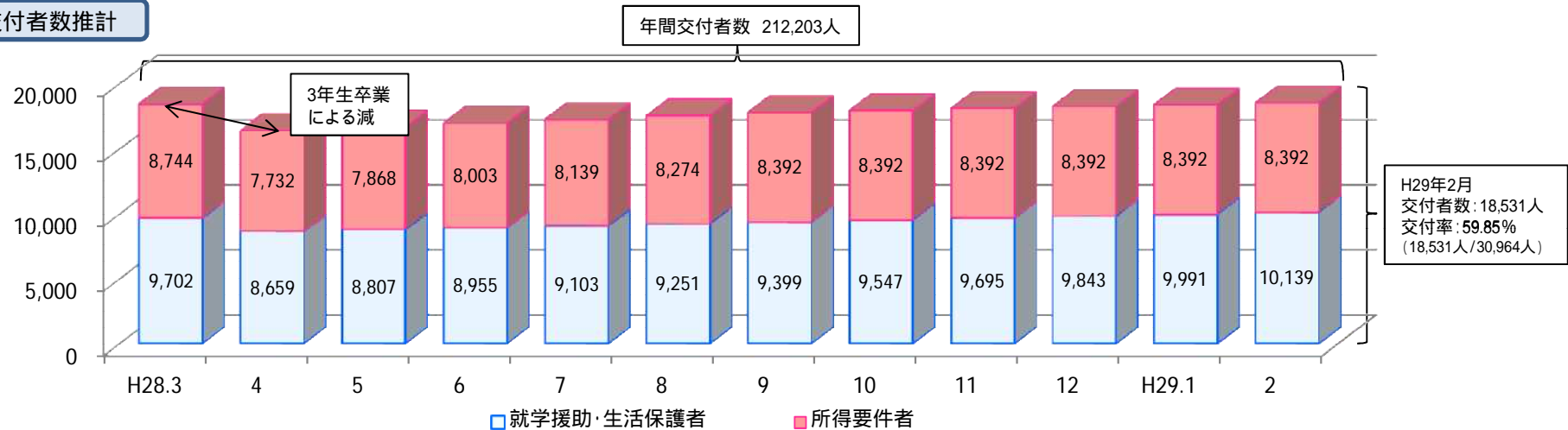
【委託料】包括的業務委託料 = 517,207千円

(参考)

平成26年度 決算額 1,079,252千円

平成27年度 予算額 1,930,113千円

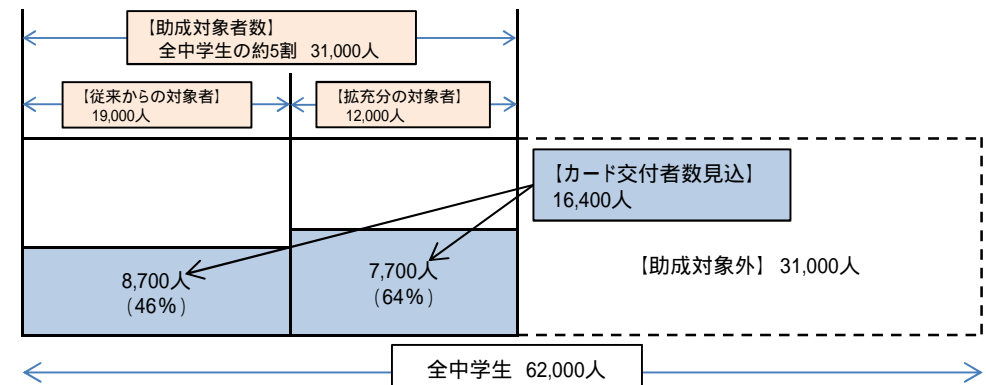
### 交付者数推計



### (積算方法)

- ・ H28年度助成対象者数30,964人(就学援助・生活保護者: 18,976人、所得要件者: 11,988人)をもとに推計(中学生のH28年4月1日現在推計人口は61,928人)
- ・ H27年度の交付率の実績に基づき、H28年4月のみ3年生卒業により5.50ポイント減少、「就学援助・生活保護者」は0.78ポイントずつ増加、「所得要件者」は1.13ポイントずつ増加すると見込んで積算
- ・ 「所得要件者」の交付率については、上限を70%として積算

### (平成28年4月の対象者数・カード交付者数見込イメージ)



### 3. 利用者アンケート調査結果(概要)

#### 調査概要

調査対象者	アンケート送付数	回答件数	回答率	実施時期	実施方法
平成26年度中の塾代助成カード交付者	2,016件	775件	38.4%	平成27年3月～9月	アンケート調査表を自宅へ送付し、郵送により回収。

#### 事業の効果

##### (1) 経済的な負担の軽減

「経済的負担が少なくなった」保護者の割合 … **84.9%**

(平成25年度) 79.8%

##### (2) 個性や才能を伸ばす機会の提供

「新たに通塾できた、受講科目を増やせた」生徒の割合 … **67.7%**

(平成25年度) 46.1%

##### (3) 学力・学習意欲の向上

「学校の成績が向上した」と実感している生徒の割合 … **61.7%**

(平成25年度) 53.0%

「学校の成績が向上した」と実感している保護者の割合 … **72.4%**

(平成25年度) 62.5%

「学習に対して前向きになった」と実感している生徒の割合 … **54.3%**

(平成25年度) 39.8%

#### 追加質問項目

##### 「学校の成績が向上した」と実感した理由(複数回答)

##### 【生徒】

「学校の定期テスト等の点数が上がった」 … 72.6%

「学校や学習塾での授業が分かるようになった」 … 40.0%

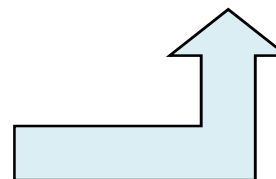
「学校の通信簿の内容が良くなった」 … 28.2%

##### 【保護者】

「学校の定期テスト等の点数が上がった」 … 72.5%

「学校の通信簿の内容が良くなった」 … 28.0%

「学校の定期テスト等の順位が上がった」 … 19.0%



## (参考) 塾代助成カードを利用できる中学校等での課外授業

- ・ 中学生の基礎学力の向上等を目的として、市立中学校等の施設において民間事業者を活用した課外授業を実施
- ・ 現在、西成区(西成まなび塾)及び淀川区(ヨドジユク)の2区で実施しており、それぞれの区内の中学生が対象
- ・ いずれも受講料は月額10,000円であり、塾代助成カードによる支払いが可能

### 平成27年度 実施状況

平成27年度の利用実績を教室別・月別に集計。( )内は塾代助成カードにより受講料を支払った人数

#### 西成まなび塾 (区事業)

(単位:人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
鶴見橋中学校教室	19(11)	22(11)	24(12)	25(12)	25(12)	26(12)	26(20)	28(22)	28(20)
西成区役所教室	28(16)	30(16)	41(18)	51(25)	52(26)	57(32)	60(41)	60(42)	64(45)

#### ヨドジユク (教育委員会事務局事業)

(単位:人数)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
十三中学校	-	-	-	-	25(4)	28(6)	29(13)	28(14)	27(16)
美津島中学校	-	-	-	-	21(2)	25(3)	26(11)	23(12)	23(12)

「ヨドジユク」については、平成27年8月から実施

# こどもの貧困対策について（案）

# こども青少年局

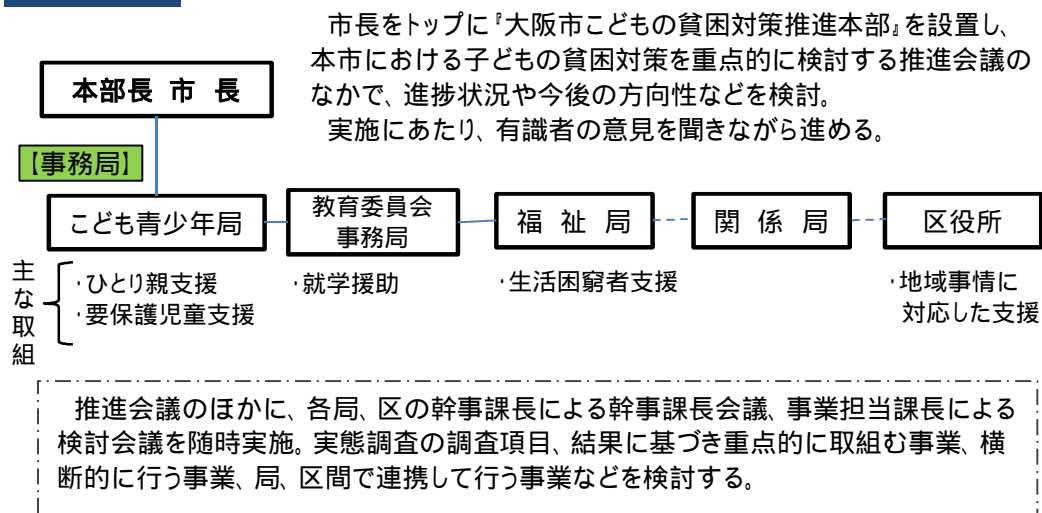
## 目的

平成25年6月に成立した「子どもの貧困対策の推進に関する法律」では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」となっており、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図る必要がある。

貧困対策の施策は、子育て、教育、福祉など、分野が多岐に亘るが、各局、区が別々の目標を立てそれぞれ実施している状況にある。総合的な施策展開を行うことにより、効果的で効率的な施策を重点的に展開し、貧困の連鎖を解消することにより子どもたち一人ひとりが未来に向けて夢と希望を描ける社会を実現することを目的とする。

28年度前半に現状把握のための実態調査を行い、本市における課題等を整理したうえで、次年度以降に重点的な施策を検討し、実施する。

## 体制



## スケジュール

### 27年度

- 1～2月 ・既存事業とりまとめ
- 2月 ・『大阪市こどもの貧困対策推進本部』の設置
- ・推進会議の開催、検討会議メンバーの選定
- ・実態調査項目の検討等

### 28年度

- 6～8月 ・実態調査
- ・調査結果に基づき検討会議等で重点施策等の検討
- 8月 ・有識者から意見聴取
- 9月 ・推進会議の開催 国の概算要求、市の重点施策など
- 1～2月 ・重点的に取り組む施策等を公表

## 平成28年度 予算

事業費 6,130千円 (特定財源 国庫補助金 2,250千円)

・実態調査にかかる費用	6,000千円
調査・集計委託料	6,000千円
・有識者から意見聴取にかかる費用	130千円
謝礼(報償金)	105千円
諸経費(通信運搬費、筆耕翻訳料など)	25千円

## 当面の取組方針等

・現在は、各々の局、区でそれぞれの目的を持ち事業を実施しているが、子どもの貧困対策を効果的に進めるためにも、まずは、該当する既存事業を貧困対策として位置づけてとりまとめる。

・平成28年度前半に実態調査を行い本市の課題を整理し、課題を解決するために重点的に取り組むべき施策を検討する。

# こども医療費助成の対象者拡充について

こども青少年局

## 対象者拡充の概要

- 当制度は大阪府の補助制度を基本に制度を構築しているが、府の補助基準に上乘せをし、医療機関を受診した際に保険診療が適用された医療費の自己負担の一部を助成している。(対象者の自己負担は、1医療機関ごとに月2回まで、1回につき500円の負担)
- 平成27年11月診療分から3歳から12歳(小学校修了)までの所得制限を撤廃するとともに、12歳(中学校就学)から15歳(中学校修了)までの所得基準を旧の児童手当特例給付基準から、現行の児童手当基準まで緩和した。
- さらに、現在15歳(中学校修了)までとしている対象年齢を拡充し、入・通院とも18歳まで(18歳に達した日以後における最初の3月31日まで)を対象とする。

## 対象年齢を18歳年度末まで拡充した際の事業費(通年ベース)

対象者の範囲

所得区分	0～2歳	3～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
府補助基準	府補助対象				<b>H29.11 拡充予定</b>
市所得制限額 (～H27.10)	市単独				
市所得制限額 (H27.11～)	H27.11 拡充部分				
所得制限額外	H27.11 拡充部分				

所得制限額

扶養人員	府補助基準	市所得制限額	
		旧基準(～H27.10)	現行基準(H27.11～)
0人	243万円未満	532万円未満	622万円未満
1人	281万円未満	570万円未満	660万円未満
2人	319万円未満	608万円未満	698万円未満
3人	357万円未満	646万円未満	736万円未満
4人以上	それぞれ、扶養人員3人の場合の所得制限額に、1人につき38万円ずつ加算した額		

平成27年度当初予算

こども医療費助成事業	<b>7,283,371</b> 千円
医療費	6,928,960 千円
審査支払事務委託料	288,579 千円
事務費	65,832 千円
対象者数	<b>275,663</b> 人

特定財源 (府補助金、交付金)	1,511,594 千円
差引市費	5,771,777 千円

平成28年度予算算定

こども医療費助成事業	<b>7,585,568</b> 千円
医療費	7,240,713 千円
審査支払事務委託料	290,406 千円
事務費	54,449 千円
対象者数	<b>272,914</b> 人

特定財源 (府補助金、交付金)	1,482,325 千円
差引市費	6,103,243 千円

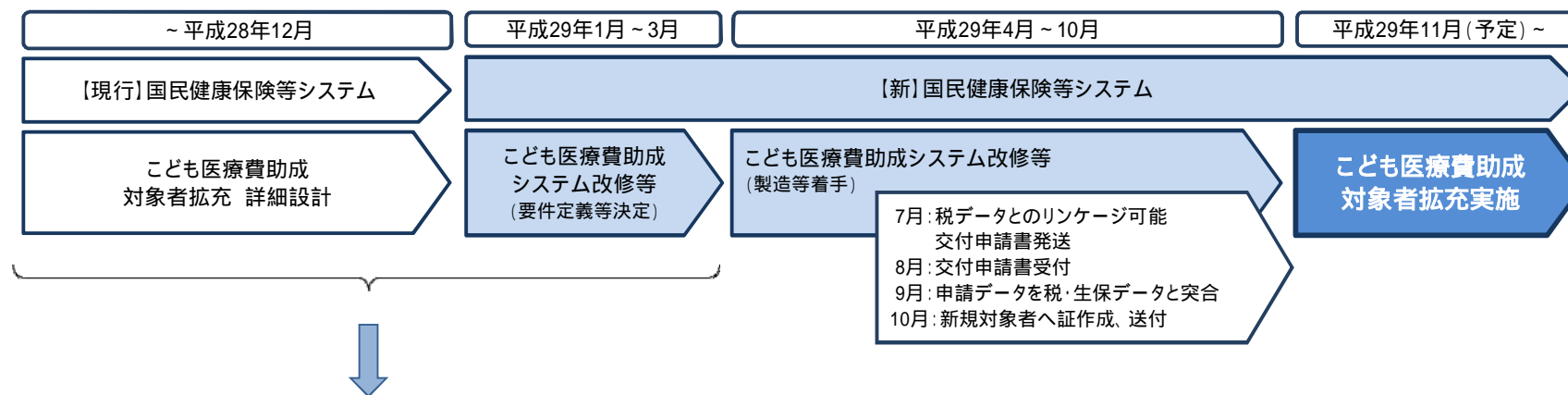
拡充に伴う所要額(試算)

所要額	<b>991,628</b> 千円
医療費	950,614 千円
審査支払事務委託料	32,867 千円
事務費	8,147 千円
対象者数	<b>42,061</b> 人

特定財源なし

## 対象者拡充に向けたスケジュール案

- ・ 本事業は、国民健康保険等システムを利用し事務を行っている。
- ・ 国民健康保険等システムは、平成29年1月の新システム利用開始に向けて再構築を進めており、現在、詳細設計が完了し、プログラム製造に着手する段階にある。
- ・ 平成29年1月の新システム利用開始以降に、こども医療費助成の対象者拡充にかかるシステム改修に着手し、平成29年11月(予定)からの対象者拡充実施をめざす。



平成28年度予算算定(システム改修経費)		平成28年度予算算定(再掲)	
こども医療費助成対象者拡充にかかる改修経費	<b>10,530</b> 千円	こども医療費助成事業	<b>7,585,568</b> 千円
(参考)こども医療費助成対象者拡充にかかる改修経費全体額	99,710 千円)	〔 特定財源 (府補助金、交付金)	1,482,325 千円
消費税については8%で積算		差引市費	6,103,243 千円
特定財源なし			
<b>平成28年度予算算定</b>			
こども医療費助成関連経費 総額		<b>7,596,098千円</b>	
うち差引市費		6,113,773千円)	

政令指定都市の乳幼児医療助成制度の状況

(平成27年12月現在)

都市名	市基準			都道府県基準		
	助成対象年齢		所得制限	助成対象年齢		所得制限
	通院	入院		通院	入院	
大阪市	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(0～12歳)	就学前	就学前	あり
札幌市	就学前	中学修了まで	あり	就学前	小学修了まで	あり
仙台市	小学3年修了まで	中学修了まで	あり	0歳～2歳	就学前	あり
さいたま市	中学修了まで	中学修了まで	なし	就学前	就学前	あり
千葉市	中学修了まで	中学修了まで	なし	小学3年修了まで	中学修了まで	あり
横浜市	小学3年修了まで	中学修了まで	一部なし(0歳)	就学前	中学修了まで	あり
川崎市	小学2年修了まで	中学修了まで	一部なし(0歳)	就学前	中学修了まで	あり
相模原市	小学修了まで	中学修了まで	一部なし(0歳)	就学前	中学修了まで	あり
新潟市	小学修了まで	18歳年度末まで	なし	0歳～2歳	小学修了まで	なし
静岡市	中学修了まで	中学修了まで	なし	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(第3子以降)
浜松市	中学修了まで	中学修了まで	なし	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(第3子以降)
名古屋市	中学修了まで	中学修了まで	なし	就学前	中学修了まで	なし
京都市	中学修了まで	中学修了まで	なし	小学修了まで	小学修了まで	なし
堺市	中学修了まで	中学修了まで	なし	就学前	就学前	あり
神戸市	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(0～2歳)	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(0歳)
岡山市	就学前	中学修了まで	なし	就学前	小学修了まで	あり
広島市	就学前	就学前	あり	就学前	就学前	あり
(H21年10月)	発達障がい児(小学1・2年修了まで)			-		
北九州市	就学前	中学修了まで	一部なし (0～2歳、第2子以上世帯)	就学前	就学前	一部なし(0～2歳)
福岡市	就学前	小学修了まで	なし	就学前	就学前	一部なし(0～2歳)
熊本市	小学3年修了まで	小学3年修了まで	なし	0歳～3歳	0歳～3歳	あり



## 大阪府内市町村の乳幼児医療費助成制度の状況

(平成27年12月現在)

市町村名	助成対象年齢		所得制限	市町村名	助成対象年齢		所得制限
	通院	入院			通院	入院	
大阪市	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(0~12歳)	羽曳野市	小学修了まで	小学修了まで	なし
堺市	中学修了まで	中学修了まで	なし	門真市	小学修了まで	中学修了まで	なし
岸和田市	小学3年修了まで	中学修了まで	なし	摂津市	小学修了まで	中学修了まで	一部なし (入院と就学前の通院)
豊中市	小学修了まで	小学修了まで	なし	高石市	小学修了まで	中学修了まで	なし
池田市	中学修了まで	中学修了まで	なし	藤井寺市	小学修了まで	中学修了まで	なし
吹田市	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(就学前)	東大阪市	中学修了まで	中学修了まで	なし
泉大津市	小学修了まで	小学修了まで	なし	泉南市	小学4年修了まで	中学修了まで	なし
高槻市	中学修了まで	中学修了まで	なし	四條畷市	中学修了まで	中学修了まで	なし
貝塚市	小学修了まで	中学修了まで	なし	交野市	中学修了まで	中学修了まで	なし
守口市	中学修了まで	中学修了まで	なし	大阪狭山市	中学修了まで	中学修了まで	なし
枚方市	中学修了まで	中学修了まで	なし	阪南市	小学修了まで	中学修了まで	なし
茨木市	小学修了まで	小学修了まで	一部なし(0~2歳)	島本町	小学修了まで	中学修了まで	なし
八尾市	中学修了まで	中学修了まで	一部なし(0歳)	豊能町	18歳年度末まで	18歳年度末まで	あり
泉佐野市	小学4年修了まで	中学修了まで	なし	能勢町	中学修了まで	中学修了まで	あり
富田林市	中学修了まで	中学修了まで	なし	忠岡町	小学修了まで	中学修了まで	なし
寝屋川市	18歳年度末まで	18歳年度末まで	なし	熊取町	中学修了まで	中学修了まで	なし
河内長野市	中学修了まで	中学修了まで	なし	田尻町	中学修了まで	中学修了まで	なし
松原市	小学修了まで	小学修了まで	なし	岬町	中学修了まで	中学修了まで	なし
大東市	中学修了まで	中学修了まで	なし	太子町	中学修了まで	中学修了まで	なし
和泉市	小学修了まで	中学修了まで	なし	河南町	中学修了まで	中学修了まで	なし
箕面市	中学修了まで	中学修了まで	なし	千早赤阪村	中学修了まで	中学修了まで	なし
柏原市	小学修了まで	中学修了まで	なし				

## 子ども・子育て支援新制度 保育料階層区分の細分化

### 現 状

幼稚園等保育料：6階層

国基準保育料からの軽減率：87.0%



保育所等保育料：20階層

国基準保育料からの軽減率：69.1%

(課題)

・幼稚園等保育料においては、保育所等保育料と比べ保育料階層が少ない分、利用者の所得水準にきめ細かく対応した保護者負担額が設定されていない。

### 平成28年度予算

- ・幼稚園等保育料と保育所等保育料の階層を共通化し、23階層とする。
- ・幼稚園等保育料については、6階層から23階層に細分化する際、よりきめ細かく利用者の所得水準に対応するため、現行の幼稚園等保育料及び保育所等保育料と比べ同額または減額設定する。
- ・事業費：平成28年度 77百万円  
(市内私立幼稚園134園全園が子ども・子育て支援新制度へ移行した場合の事業費：261百万円)

## 子ども・子育て支援新制度にかかる大阪市保育料の階層区分の細分化（5歳児を除く）

【保育所等】

【月額・単位・円】

階層区分		保育認定 新23階層（平成28年度）					
		保育標準時間認定			保育短時間認定		
		0-2歳児	3歳児	4歳児	0-2歳児	3歳児	4歳児
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税 非課税世帯のうち 母子世帯等	0	0	0	0	0	0
	市民税 非課税世帯	2,000	1,500	1,500	2,000	1,500	1,500
3	市民税 均等割課税世帯	8,100	7,000	7,000	8,000	6,900	6,900
4	市民税 所得割課税額 46,000円未満	10,100	9,100	9,100	10,000	9,000	9,000
5	市民税 所得割課税額 48,600円未満	11,800	10,400	10,400	11,700	10,300	10,300
6	市民税 所得割課税額 50,000円未満	14,000	13,500	12,500	13,800	13,300	12,300
7	市民税 所得割課税額 54,000円未満	15,700	15,200	14,100	15,500	15,000	13,900
8	市民税 所得割課税額 59,000円未満	18,300	17,500	16,200	18,100	17,300	16,000
9	市民税所 得割課税額 77,101円未満	21,500	19,700	18,100	21,300	19,500	17,900
10	市民税所 得割課税額 79,000円未満	21,500	19,700	18,100	21,300	19,500	17,900
11	市民税所 得割課税額 97,000円未満	24,900	23,500	20,100	24,700	23,300	19,900
12	市民税 所得割課税額 115,000円未満	28,300	24,600	20,600	27,900	24,200	20,200
13	市民税 所得割課税額 133,000円未満	32,700	26,900	22,100	32,300	26,500	21,700
14	市民税 所得割課税額 169,000円未満	39,400	31,000	25,000	39,000	30,600	24,600
15	市民税 所得割課税額 211,201円未満	45,100	32,700	26,400	44,500	32,100	25,800
16	市民税 所得割課税額 217,000円未満	45,100	32,700	26,400	44,500	32,100	25,800
17	市民税 所得割課税額 256,000円未満	50,700	36,300	29,800	50,100	34,100	27,200
18	市民税 所得割課税額 301,000円未満	53,000	36,800	29,800	52,400	34,100	27,200
19	市民税 所得割課税額 358,000円未満	59,200	36,800	29,800	58,600	34,100	27,200
20	市民税 所得割課税額 397,000円未満	61,700	36,800	29,800	61,100	34,100	27,200
21	市民税 所得割課税額 432,901円未満	65,900	36,800	29,800	65,300	34,100	27,200
22	市民税 所得割課税額 536,000円未満	65,900	36,800	29,800	65,300	34,100	27,200
23	市民税 所得割課税額 536,000円以上	70,600	36,800	29,800	70,000	34,100	27,200

【幼稚園等】

【月額・単位・円】

【月額・単位・円】

階層区分		教育標準時間認定保育料 （平成27年度）		階層区分		新23階層（平成28年度）					
		3歳児	4歳以上児			3歳児	4歳児				
		1	生活保護世帯			0	0	1	生活保護世帯	0	0
2	市民税 非課税世帯 （市民税所得割非課 税世帯含）	母子世帯等 0	母子世帯等 0	2	市民税 非課税世帯	母子世帯等 0	母子世帯等 0				
		その他 3,000 （1,500）	その他 3,000 （1,500）			その他 1,500	その他 1,500				
3	市民税 所得割課税額 77,100円以下	13,500 （6,750）	13,500 （6,750）	3	市民税 均等割課税世帯	3,000	3,000				
								4	市民税 所得割課税額 46,000円未満	8,600	8,600
								5	市民税 所得割課税額 48,600円未満	10,200	10,200
								6	市民税 所得割課税額 50,000円未満	11,200	11,200
								7	市民税 所得割課税額 54,000円未満	11,800	11,800
								8	市民税 所得割課税額 59,000円未満	12,700	12,700
								9	市民税 所得割課税額 77,101円未満	13,500	13,500
								10	市民税 所得割課税額 79,000円未満	15,800	15,800
								11	市民税 所得割課税額 97,000円未満	16,400	16,300
								12	市民税 所得割課税額 115,000円未満	17,100	16,800
13	市民税 所得割課税額 133,000円未満	17,800	17,400								
14	市民税 所得割課税額 169,000円未満	18,700	17,800								
15	市民税 所得割課税額 211,201円未満	18,700	17,800								
16	市民税 所得割課税額 217,000円未満	19,600	18,200								
17	市民税 所得割課税額 256,000円未満	20,000	18,500								
18	市民税 所得割課税額 301,000円未満	20,500	18,800								
19	市民税 所得割課税額 358,000円未満	21,100	19,100								
20	市民税 所得割課税額 397,000円未満	21,200	19,200								
21	市民税 所得割課税額 432,901円未満	21,200	19,200								
22	市民税 所得割課税額 536,000円未満	22,200	20,200								
23	市民税 所得割課税額 536,000円以上	22,200	20,200								

（ ）は2人目の保育料。3人目は無料。  
市立幼稚園については、経過措置を適用。

2人目以上は金額の半額。3人目は無料。  
市立幼稚園については、経過措置を適用。

## 5 歳児の教育費の無償化について

### 1 事業概要・目的

幼児期は、生涯にわたり自己実現を目指し、社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期であり、この時期にこそすべての子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、質の高い幼児教育を受けることが必要である。

そこで、子どもの教育費無償化の実現に向け、まずは来年度から幼稚園、保育所等に通う5歳児の教育費を無償化する。

### 2 教育費の無償化の考え方

(前提)

現在、1号保育料(幼稚園等)は6階層となっており、2号保育料(保育所等)(20階層)と比べ階層が少ない分、利用者の所得水準にきめ細かく対応した負担額となっていない。

そこで、階層区分の共通化を図り、ともに23階層とする。

(無償化の考え方)

- ・ 1号保育料(幼稚園等)は無料。
- ・ 2号保育料(保育所等)は教育費相当額を無料にしたうえで、残余の額を設定。
- ・ 新制度に移行していない私立幼稚園については、就園奨励費補助を上限308,000円まで実施。
- ・ 児童発達支援事業所(個々の障がい特性に応じて、就学前期間に療育を行い、幼稚園・保育所等と同様の支援を実施している)の利用料についても無料。

### 3 教育費の無償化について(イメージ図)

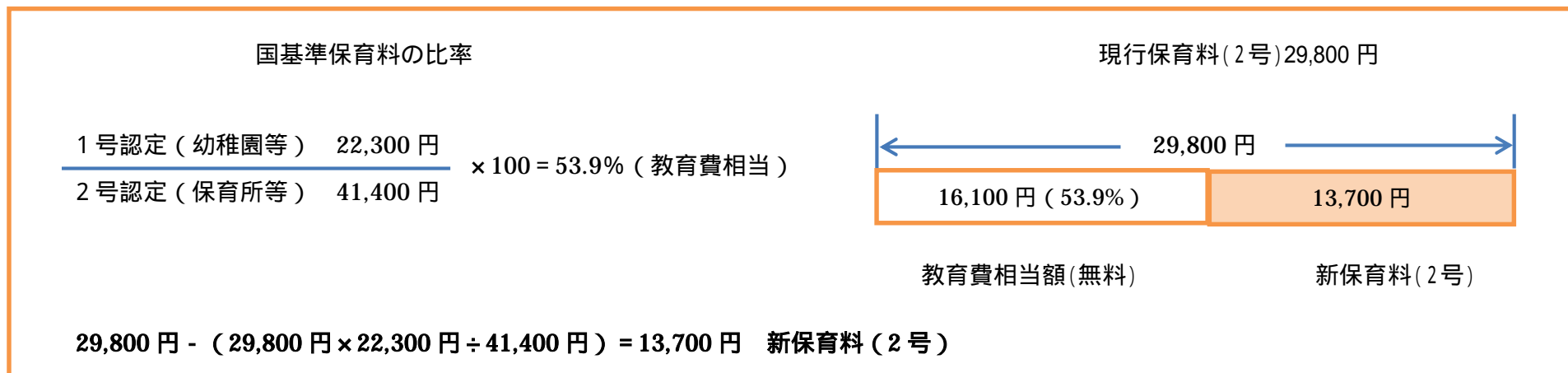
別紙1のとおり

#### 4 2号保育料（保育所等）の考え方

1号保育料と2号保育料の国基準保育料額の比率に基づき、現行保育料(2号)に対する教育費相当額を算出し、残余の額を新保育料(2号)とする。

なお、所得階層に応じた負担となるよう、額の調整を行う。

例) 第23階層（保育標準時間）の場合



【料金表】 別紙2のとおり

#### 5 事業費 【うち一般財源】

1号認定(幼稚園等)	2号認定(保育所等)	就園奨励費	児童発達支援事業	合計
4億7千万円	8億9千万円	11億4千万円	2千万円	25億2千万円 [25億2千万円]

就園奨励費は308,000円  
(年額)を上限額とする。

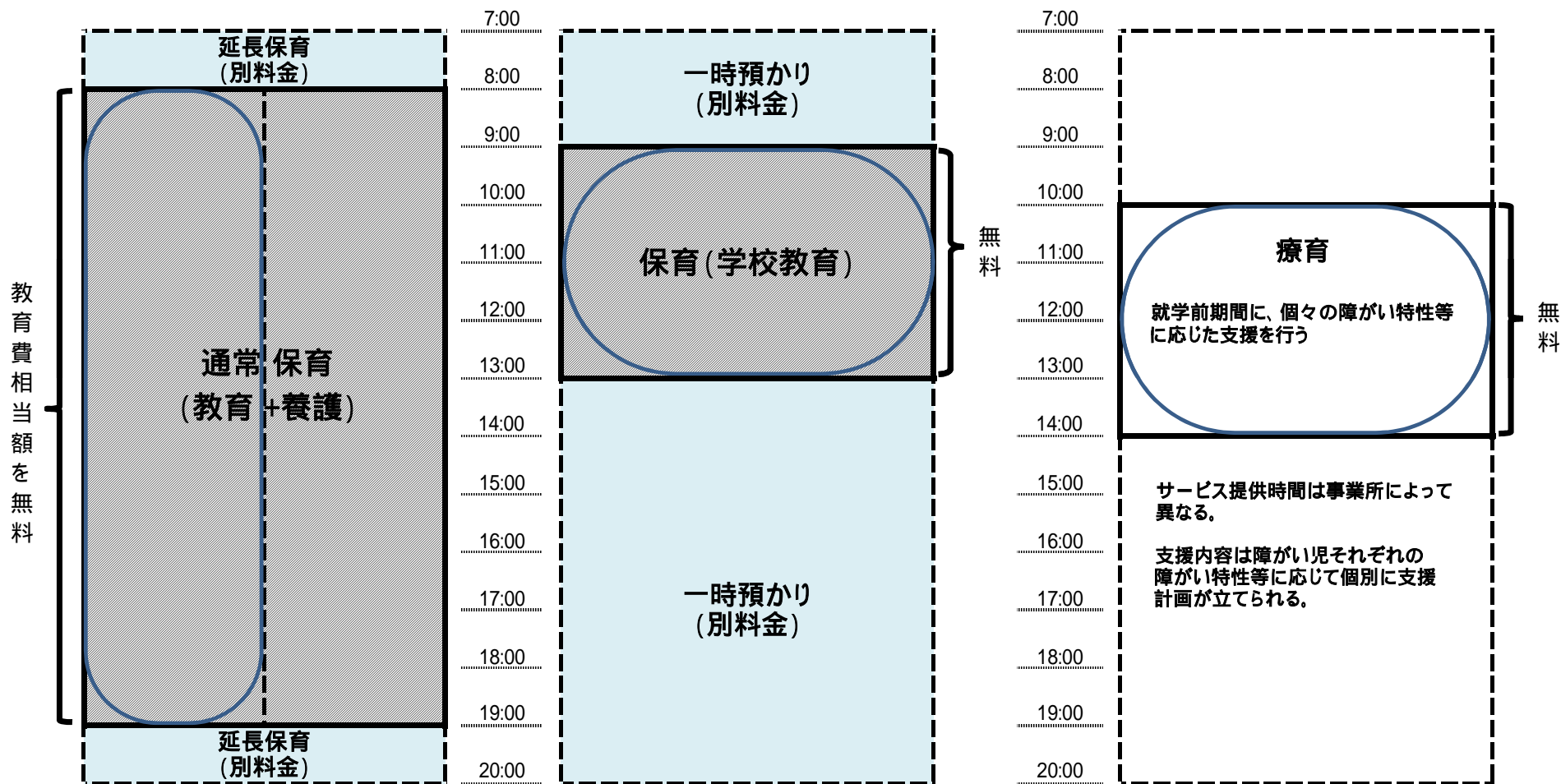
# 教育費の無償化について(イメージ図)

公定価格に相当する保育料  
 公定価格に含まれない(別途料金)

2号認定(保育認定)児童  
 (保育所相当・標準時間)

1号認定(教育標準時間認定)児童  
 (幼稚園相当)

児童発達支援事業



1号認定保育料 (国基準)		2号認定保育料 (国基準)				2号認定保育料 (現行)		2号認定保育料 (新料金)(案)						1号認定保育料 (新料金)(案)			
国基準 階層	4歳以上児 (A)	市規 準階層	国基準 階層	国基準 (標準時間)	国基準 (短時間)	標準時間	短時間	標準時間			短時間			3歳児	4歳児	5歳児	
				4歳 以上児 (B)	4歳 以上児 (C)	4歳 以上児 (D)	4歳 以上児 (E)	5歳児		5歳児		教育費相当 の割合	新保育料(F) (F) = (D) - (D) × (A) ÷ (B)				現保育料 との対比
1	0	1	1	0	0	0	0	-	0	-	-	0	-	0	0	0	
2	0	2	2	0	0	0	0	-	0	-	-	0	-	0	0	0	
	3,000	2		6,000	6,000	1,500	1,500	50.0%	700	46.7%	50.0%	700	46.7%	1,500	1,500	0	
3	3,000	3	3	16,500	16,300	7,000	6,900	18.2%	5,700	3,200	45.7%	18.4%	5,600	3,100	3,000	3,000	0
	16,100	4		16,500	16,300	9,100	9,000	97.6%	200	4,200	46.2%	98.8%	100	4,100	8,600	8,600	0
	16,100	5	4	16,500	16,300	10,400	10,300	97.6%	200	4,800	46.2%	98.8%	100	4,700	10,200	10,200	0
	16,100	6		27,000	26,600	12,500	12,300	59.6%	5,000	5,500	44.0%	60.5%	4,800	5,300	11,200	11,200	0
	16,100	7		27,000	26,600	14,100	13,900	59.6%	5,600	6,200	44.0%	60.5%	5,400	6,000	11,800	11,800	0
	16,100	8		27,000	26,600	16,200	16,000	59.6%	6,500	7,100	43.8%	60.5%	6,300	6,900	12,700	12,700	0
	16,100	9		27,000	26,600	18,100	17,900	59.6%	7,300	7,900	43.6%	60.5%	7,000	7,700	13,500	13,500	0
	20,500	10		27,000	26,600	18,100	17,900	75.9%	4,300	8,700	48.1%	77.1%	4,100	8,100	15,800	15,800	0
20,500	11	27,000	26,600	20,100	19,900	75.9%	4,800	9,500	47.3%	77.1%	4,500	8,500	16,400	16,300	0		
20,500	12	5	41,400	37,200	20,600	20,200	49.5%	10,300	50.0%	55.1%	9,000	44.6%	17,100	16,800	0		
20,500	13		41,400	37,200	22,100	21,700	49.5%	11,100	50.2%	55.1%	9,700	44.7%	17,800	17,400	0		
20,500	14		41,400	37,200	25,000	24,600	49.5%	12,600	50.4%	55.1%	11,000	40.2%	18,700	17,800	0		
20,500	15	41,400	37,200	26,400	25,800	49.5%	13,300	12,900	48.9%	55.1%	11,500	10,100	18,700	17,800	0		
22,300	16	6	41,400	37,200	26,400	25,800	53.9%	12,100	13,300	50.4%	59.9%	10,300	39.9%	19,600	18,200	0	
22,300	17		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	20,000	18,500	0		
22,300	18	7	41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	20,500	18,800	0		
22,300	19		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,100	19,100	0		
22,300	20		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,200	19,200	0		
22,300	21	8	41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	21,200	19,200	0		
22,300	22		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	22,200	20,200	0		
22,300	23		41,400	37,200	29,800	27,200	53.9%	13,700	46.0%	59.9%	10,800	39.7%	22,200	20,200	0		

(A)/(B)

(F)/(D)

(A)/(C)

(G)/(E)

市立幼稚園については経過措置を適用。